ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること (施策目標\U-4-1)

添付資料

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)(注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- ○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- ○児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ →年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

[ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- ○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防**から**発生時の迅 速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を 更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

- ※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
- ※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(課題と対応)

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現が必要。

- ○昭和63年から平成23年の25年間で 母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍 (母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、 父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- ○母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- ○母子世帯の平均年間就労収入(母自身 の就労収入)は181万円、平均年間収 入(母自身の収入)は223万円

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

② 生活を応援

③ 学びを応援

④ 什事を応援

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進
- ◆ 子どもの居場所づくり
 - ◆ 児童扶養手当の機能の充実
 - ◆ 養育費の確保支援
 - ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
 - ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
 - ◆ 教育費負担の軽減
 - ◆ 子供の学習支援の充実
 - ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
 - ◆ 就職に有利な資格の取得促進
 - ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
 - ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
 - ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- ⑤ 住まいを応援 ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
 - ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
 - ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立平成28 年通常国会において

⑥ 社会全体で応援

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(全体像)

学びを応援

支援につながる 自治体窓ロワンストップ化の推進

○相談窓口への誘導強化

○集中相談体制の整備

○ワンストップ相談体制整備

○窓口の愛称・ロゴマークの設定

1 教育費の負担軽減の推進 ○幼児教育無償化へ向けた取組の段階的

○高校生等奨学給付金事業の充実 ○大学等奨学金事業の充実

生活を応援

○携帯メールによる双方型支援

1 子どもの居場所づくり

○放課後児童クラブ等の終了後に生 活習慣の習得・学習支援等を行う

居場所づくりの実施

3 養育費の確保支援

2 児童扶養手当の機能の充実 ○第2子・第3子加算額を倍増

○地方自治体での弁護士による養育 費相談 ○離婚届書等の交付時に養育費の合

意書ひな形も同時交付

○財産開示制度等に係る所要の民事

執行法の改正の検討 4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の

見直し ○利率の引き下げ 「5 保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満の世帯の保 育料負担軽減

2 子供の学習支援の充実 ○高等学校卒業認定試験合格事業の対象

追加 ○生活困窮世帯等の子どもの学習支援の 充実

3学校をプラットフォームとした子供や

○官民協働学習支援プラットフォームの 構築

○地域未来塾の拡充

その家族が抱える問題への対応 ○SSWの配置拡充

訪問型家庭教育支援の推進

社会全体で応援

1子供の未来応援国民運動の推進 ○支援情報ポータルサイトの準備

2子供の未来応援地域ネットワーク形成

支援 「地域応援子供の未来応援交付金」創 1 就職に有利な資格の取得の促進

○高等職業訓練促進給付金の充実 ○高等職業訓練促進資金貸付事業創設

仕事を応援

自立支援教育訓練給付金の充実

2 ひとり親家庭の就労支援 ○出張ハローワークの実施

等

○マザーズハローワークでの支援 ○企業への助成金の活用・拡充

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施 策の推進

○求職者支援訓練における託児サービス 支援付き訓練コース等の創設 ○職業訓練における e ラーニング

○ジョブ・カードを活用した雇用型訓練 の推進

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

○公的賃貸住宅等における居住の安定 の確保 ○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての

空き家の活用の促進 ○生活困窮者に対する住居確保給付金

の支給 ○新たな生活場所を求めるひとり親家

庭等に対する支援

1 母子・父子自立支援員による相談・支援

設 置

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所設置町村長が、 社会的信望があり、かつ、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱。
 - 勤務場所 原則、福祉事務所
 - 設置状況 1,762人(常勤494人、非常勤1,268人) 【平成30年度末】



【参考】

- 平成26年母子及び父子並びに寡婦福祉法改正において、都道府県及び市等に、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修を行う等の措置を講ずることの努力義務化。
- 平成28年児童福祉法等改正法において、母子・父子自立支援員の非常勤規定を削除。

職務

- ひとり親家庭及び寡婦に対し、
 - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談 指導等
 - ② 職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等
 - ③ その他自立に必要な相談支援
 - ④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する相談・指導などの業務を実施。

《研修実践例》

- ○埼玉県の自立支援員研修(年3回、半日で実施)の内容
 - ・専門家による講演
 - ・県の施策の説明(年度当初には新規事業を含む)
 - ・県外で実施されている全国やブロック単位での研修会 の参加報告(県内から2名程度が参加)
 - ・施設見学又は施設紹介(DVを対象としたシェルターやステップハウス など)

相談件数《平成30年度》

		生活一般	再掲			経済的	再掲				
			うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養育費	児童	支援・ 生活援護	うち福祉 資金	うち児童 扶養手当	その他	合計
母子・	件数	196,979	73,809	13,767	8,512	67,488	408,457	240,583	114,795	21,717	694,641
寡婦	割合	28.4%	10.6%	2.0%	1.2%	9.7%	58.8%	34.6%	16.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	5,290	1,191	133	246	4,025	10,816	5,038	3,914	402	20,533
	割合	25.8%	5.8%	0.6%	1.2%	19.6%	52.7%	24.5%	19.1%	2.0%	100.0%
合計	件数	202,269	75,000	13,900	8,758	71,513	419,273	245,621	118,709	22,119	715,174
	割合	28.3%	10.5%	1.9%	1.2%	10.0%	58.6%	34.3%	16.6%	3.1%	100.0%

2 ひとり親家庭等日常生活支援事業

目 的

※昭和50年度から実施

○ 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業内容

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の 公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等 (未就学児を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所:生活援助…ひとり親家庭等の居宅

保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい 適切な場所など

▶ 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜 (例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、 生活必需品等の買い物)を行う

▶ 保育等のサービスは、乳幼児の保育、 子どもの生活指導などを行う

実施体制・実施方法

- 家庭生活支援員には、支援の内容を十分実行できる者、特に母子 家庭の母等の当事者を積極的に選定するよう努める。 また、保育等のサービスを行う者は、国が示した基準に基づく一定 の研修(合計27時間)を修了した者等から選定する。
- 派遣等を受けた世帯は、派遣等に要した費用の一部を負担する。

<利用料(1時間当たり)>

11371311 (= 31=3=1,02);		
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村 (事業の一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県·指定都市·中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【令和2年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

【参考:派遣等実績】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実件数	4,142件	3,515件	3,562件	3,023件	2,729件
延べ件数	44,163件	33,889件	36,841件	38,304件	39,785件

3 ひとり親家庭等生活向上事業

目 的

○ ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など 様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業内容

- 1. ひとり親家庭等生活支援事業
 - ① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。 また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

- ② 家計管理・生活支援講習会等事業 家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業 高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。
- ④ 情報交換事業 ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- 2. 子どもの生活・学習支援事業 ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を 行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和2年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

【実施自治体数】939か所《平成30年度》

家計管理・生活支援講習会等事業

目 的

※平成28年度から一部事業を組み替えて実施

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児や自身の健康管理など様々な面に おいて困難に直面することがあるため、家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別 相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業内容

- 講習会の内容は、講習を受講することによって受講者の家計管理能力の向上や自立につながると考えられるものとする。
- 各種講習会終了後、必要に応じて、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有し、適切な助言・指導を行うことができ る者による個別相談を実施する。

実施体制・実施方法

- 講習会の講師には、テーマに応じて、ファイ ナンシャルプランナー、弁護士等の専門的な知識 ・経験を有し、分野に精诵する者を選定する。
- 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備 し、必要に応じて、本人の承諾を得て母子・父子 自立支援員やより専門的な相談機関等に情報提供 や取り次ぎを行う。
- 知り得た情報の取扱いについては、秘密の保持 に十分配慮する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村 (事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和2年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

【参考:H30受講延べ件数】12,431件

《福岡市:養育費・面会交流セミナー》

平成28年度

養育費・面会交流セミナーIV

日時: 2月25日(土) 13:30~15:30

- ◆場所:福岡市立ひとり親家庭支援センター 3階 技能習得室
- ◆講師:相原 わかばさん(女性協同法律事務所 弁護士)
- ◆内容:養育費の取り決め方、養育費の額、公正証書の作成方法。 面会交流、調停、強制執行の手続きなど、質疑応答
- ◆対象:ひとり親家庭及びお子さんがいて離婚を考えている方
- ◆定 員:15名 月曜日休館
- ◆託 児:あり(無料・要予約)



【申込み・問い合わせ先】 ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門 2 丁目 5-15 電話での申し込み可(2715-8805) http://www.fukspc.com

《沖縄県:子育て世代のくらしとお金の教室》

「子育て世代のくらしとお金の教室」実施概要

日程:第1回:2016年11月26日(土) 第2回:12月10日(土)

<第1回> 11月	26日(土)	
日 時	内 容	講師
10:00~	受 付	
10:20~	開会挨拶	
10:30~12:00	セッション1 知っておこう! 子供の教育費と社会保険・ 公的支援の活用法 子供の教育に必要なお金とその貯め方、社会保険の仕組みと役立てたい公的支援制度について学びます。	青山 喜佐子 (特定社会保険労務士、ファイ ナンシャルプランナー、金融広 報アドバイザー)
12:00~12:45	休 題	
12:45~14:15	セッション2 やりくり上手になるための家計の見直し・節 約のポイント 家計の見直しのポイントや節約所について、ファイルや レシートを使った簡単な管理・把機方法について学びま す。	佐々木 かおり (ファイナンシャルブランナー、 全融広報アドバイザー) 名城 佳枝 (ファイナンシャルブランナー、 金融広報アドバイザー)
14:15~14:30	閉 会	

日 時	内 容	講 師		
10:00~	受 付			
10:30~12:00	セッション3 気をつけて!スマホ、クレジットカード、 ローンの契約・利用でのトラブル 最近の情報通信の契約や原金の仕組みとトラブル、ク レジットカードやローンを利用する際の注意点について 学びます。	仲宗根 京子 (消費生活専門相談員、NPO法 人消費者センター沖縄理事長) 二宮 哲夫 (総務省沖縄総合通信事務所 情報通信課長)		
12:00~12:45	休憩			
12:45~14:15	セッション4 子育で世代のためのライフブランニング 家計管理・節約法の実践について振り返り、今後の子供 の成長にあわせて必要となるライフブランの立て方につ いて学びます。	佐々木 かおり (ファイナンシャルプランナー、 金融広報アドバイザー) 名城 佳枝 (ファイナンシャルプランナー、 金融広報アドバイザー)		
14:15~14:30	記念品の贈呈、閉会			

子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

目 的 ※平成28年度から実施

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、 ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習 支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、 これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供





《②:東京都世田谷区》

《②:東京都江戸川区》

《③:北九州市》

実施体制・実施方法

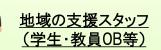
- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、 子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の 農家、フードバンク等の協力を得る。

(食材費は、実費徴収可)

- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を 行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、 運営管理等を行う管理者を配置する。
- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村 (事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- 【令和2年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数 【H30実績(延べ利用人数)】258.703人







<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習食事の提供







7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

目 的

※平成27年度から実施

○ ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした 就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就く ため必要と認められること

対象講座

○ 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

支給内容・実施主体等

- ① 受講修了時給付金受講費用の4割(上限10万円)
- ② 合格時給付金受講費用の2割(受講修了時給付金と合わせて 上限15万円)
 - ※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に 全科目合格した場合に支給

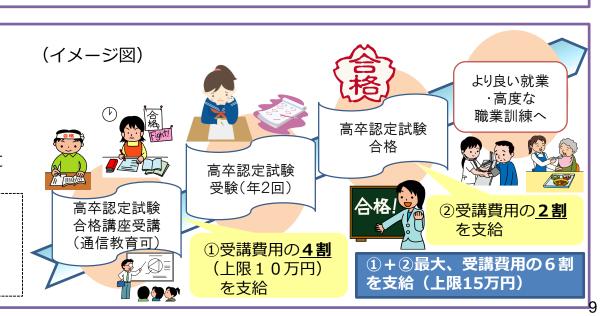
【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【R2予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

【H30実施自治体数】304自治体

【H30支給実績】事前相談:163人 支給者数:46人



5 高等職業訓練促進給付金

※平成15年度に創設

目 的

○ 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の 受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

対象資格

○ 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等

支給内容

【支給対象期間】修業する期間(令和元年度より上限3年→上限4年に拡充)

【支給額】月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)

令和元年度より、修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【R2予算】母子家庭等対策総合支援事業(132億円)の内数

支給実績《平成30年度》

【総支給件数】7,990件(全ての修学年次を合計)

【資格取得者数】2,647人(看護師 1,127人、准看護師 1,016人、保育士 154人、介護福祉士 50人など)

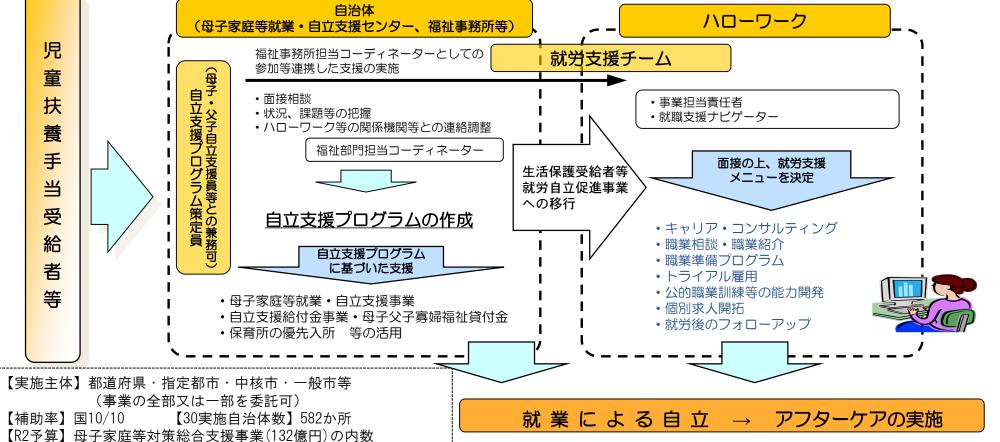
【就 職 者数】2,106人(看護師 1,027人、准看護師 660人、保育士 128人、介護福祉士 43人など)

【30実績】自立支援計画書策定件数:6.195件 就業実績:3.500件

事業内容

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活 状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた 自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後 も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、 八口一ワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う 生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



※平成17年度から実施

子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱

- ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加 (指標数 25→39)

指標の改善に向けた重点施策(主なもの)

- 1. 教育の支援
- ○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- ○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 2. 生活の安定に資するための支援
- ○妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

- ○生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進
- 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ○ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ(児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業)等の両立支援
- 4. 経済的支援
- ○児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し(令和元年11月支給分~)
- ○養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- ○地方公共団体の計画策定等支援
- ○子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱(概要)

I 目的•理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

Ⅱ 基本的な方針

- ○親の妊娠・出産期から子供の社 会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届き にくい子供・家庭への配慮
- 〇 地方公共団体による取組の充実

など

Ⅲ子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の 高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の 利用者数
- 〇 食料又は衣服が買えない経験
- 〇 子供の貧困率
- 〇 ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- ○幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 〇地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォーム としての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 〇高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 〇大学等進学に対する教育機会の提供
- 〇特に配慮を要する子供への支援
- ○教育費負担の軽減
- 〇地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 〇職業生活の安定と向上のための支援
- ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 〇ひとり親に対する就労支援
- 〇ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 〇親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 〇保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 〇子供の生活支援
- 〇子供の就労支援
- 〇住宅に関する支援
- 〇児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 〇支援体制の強化

経済的支援

- 〇児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- ○養育費の確保の推進
- 〇教育費負担の軽減

施策の推進体制等

- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 〇子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 〇子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 〇地方公共団体による実態把握の支援

- <施策の推進体制等>
- 〇国における推進体制
- 〇地域における施策推進への支援
- 〇官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 〇施策の実施状況等の検証・評価
- 〇大綱の見直し